

○新潟県柏崎市空家等の適正な管理に関する条例

平成28年 2 月26日 条例第11号

新潟県柏崎市空家等の適正な管理に関する条例

新潟県柏崎市空き家等の適正な管理に関する条例（平成25年条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2） 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- （3） 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- （4） 所有者等 市内に所在する空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- （5） 市民等 市内に在住、在勤又は在学する個人、市内の自治組織及び市民活動団体並びに市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。

（空家等の所有者等の義務）

第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。

- 2 空家等に係る敷地の所有者等が当該空家等に係る建築物若しくはこれに附属する工作物又は立木その他の土地に定着する物（以下「建築物等」という。）を所有せず、又は管理していない場合には、当該空家等に係る敷地の所有者等は、当該建築物等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等に係る建築物等の所有者等に対する働きかけを行うとともに、自らの責任において適正に管理しなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、空家等の活用及び発生の予防並びに空家等の状況及びその所有者等に関する情報の把握に関し、積極的な役割を果たし、市と相互に連携を図るよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地域の良い生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するもの

とする。

(認定等)

第5条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等に対する措置を適切に講ずるため、必要な調査を行い、当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等であると認めたときは、管理不全空家等又は特定空家等として認定するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ第8条第10項第2号に規定する空家等対策推進協議会の管理不全空家等及び特定空家等審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等が当該管理不全空家等又は特定空家等に対し必要な措置をとり、管理不全空家等又は特定空家等に該当しないと認めるときは、認定を取り消し、その旨を所有者等に通知するものとする。

(勧告前の手続)

第6条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定める手続を経るものとし、当該勧告に係る管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

(管理不全空家等又は特定空家等に該当しない空家等への助言)

第7条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等に該当しないが適切な管理がなされていない空家等の所有者等に対し、当該空家等の周辺における生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言することができるものとする。

(空家等対策推進協議会)

第8条 法第7条第1項に定める空家等対策計画の策定又は変更及び当該空家等対策計画に基づき実施する施策等が、市民等の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に行われることに資するため、法第8条第1項の規定に基づく市長の附属機関として、空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定又は変更に関する事項

(2) 管理不全空家等又は特定空家等への対処に関する事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市長及び法第8条第2項に規定する者（市長を除く。）のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

5 市長は、あらかじめ指名する者を、その代理の委員とすることができる。

- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 協議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他必要な調査を行うことができる。
- 10 協議会は、第2項各号に規定する所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため、次に掲げる部会を置く。
 - (1) 空家等対策計画策定・事業実施委員会
 - (2) 管理不全空家等及び特定空家等審議会
- 11 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(氏名等の公表)

第9条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 命令を受けた者の氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）
 - (2) 命令を受けた者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
 - (3) 特定空家等の所在地
 - (4) 措置命令の内容
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。
(緊急安全措置)

第10条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等が市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかな状態であつて、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て当該管理不全空家等又は特定空家等に対して必要最小限度の措置をとることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確知することができない場合、特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による措置をとるときは、あらかじめ当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確知することができない場合、特に緊急の必要があると認める場合その

他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 措置を行う理由
- (2) 措置の内容
- (3) 措置を行う日時又は期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、第1項の規定による措置をとったときは、速やかに当該措置に係る管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 措置の内容
- (2) 措置を行った日時又は期間
- (3) 措置に関して支出した費用の額
- (4) その他市長が必要と認める事項

5 市長は、第1項の規定による措置に要する費用を支出したときは、その費用を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等から徴収するものとする。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者に対し、文書をもって納付を命令しなければならない。

6 前項の規定により徴収した費用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入とする。

（関係機関との連携）

第11条 市長は、緊急の必要があると認めるときは、市内を管轄する関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第13条 法第22条第3項に規定する命令に違反した者に対する罰則については、法第30条第1項に定めるところによる。

2 法第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則については、法第30条第2項に定めるところによる。

3 法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成28年6月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

- 2 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）別表1中「管理不全空き家等審議会委員」を「特定空き家等審議会委員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特定空き家等審議会に関する経過措置)

- 第2条 この条例の施行の際現に改正前の新潟県柏崎市空き家等の適正な管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定により設置された特定空き家等審議会（以下「審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の第8条第4項の規定により、同条第1項に規定する空き家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員として委嘱されたものとみなす。

- 2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第8条第6項の規定にかかわらず、審議会の委員としての任期の残任期間とする。

- 3 施行日前に審議会にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において協議会に諮問されたものとみなす。この場合において、審議会により施行日前に行われた調査審議は、協議会により行われたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に審議会の委員である者又は施行日前において審議会の委員であった者に係る旧条例第7条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(緊急安全措置に関する経過措置)

- 5 施行日前に旧条例第8条第1項の規定によりとられた措置に係る費用の請求及び所有者等への通知の手続については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。